

南相馬市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

南相馬市教育委員会

< 目 次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ P.2～P.5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・ P.5～P.6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

ア 計画の趣旨

本計画は、教育公務員特例法、給特法、及び文部科学大臣の指針に基づき、教職員の勤務状況の改善と健康確保を図るために策定する。教職員が自ら学ぶ時間を確保し、その専門性を最大限に発揮することで、「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、学習指導要領の理念を具現化する質の高い教育活動を展開することを目指す。

イ 基本方針

「南相馬市第三次教育振興基本計画」が掲げる「自ら学び、自ら考え挑戦し、しなやかに生き抜く力を育むまち南相馬」の実現には、教職員が誇りとやりがいを持ち、心身ともに健康で働き続けられる持続可能な教育環境が不可欠である。本計画では、業務の「精選」と「効率化」を推進し、教職員が本来担うべき業務に注力できる環境を創出する。これにより、子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保し、教職員と子ども双方のウェルビーイングの向上を図る。

ウ 推進体制

南相馬市教育委員会は、学校・保護者・地域と緊密に連携し、本計画を総合的に推進する。また、取組状況や課題を継続的に検証・評価し、実効性の高い働き方改革を推進していく。

(2) 本市の現状

ア 本市では、平成 31 年に「教師の勤務時間の上限に関して」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間 360 時間以内、月 45 時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

イ これまでの取組として、パソコンによる勤務時間管理の徹底、校務支援システムの導入、指導・事務作業等の負担軽減に向けた人的配置など、様々な取組を実施した。

ウ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 4 5 時間を上回る割合	月 8 0 時間を上回る割合
小学校	月 2 9 . 2 時間	1 6 ・ 3 %	0 ・ 4 %
中学校	月 2 9 . 2 時間	1 9 ・ 3 %	0 ・ 2 %

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- イ 1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
- ウ 1 年間における時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 12 日以上にする
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる
【R7 結果 10.7%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 70 以下とする（全国平均 100）
【R7 結果 77.6】
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の
偏差値 を 50 以上にする 【R7 結果 57.8】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ア 学校以外が担うべき業務
 - 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）
 - ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
 - 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ・ すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 (「3分類」④関係)
 - ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となる。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 (「3分類」⑤関係)
 - ・ 令和9年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答 (「3分類」⑥関係)
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 (「3分類」⑦関係)
 - ・ 当該業務を学校において行う場合は、必要に応じて ICT 支援員を活用する。
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 (「3分類」⑧関係)
 - ・ 教育委員会と連携を図りながら、ICT 支援員が中心になって行う。
- 校舎の開錠・施錠 (「3分類」⑩関係)
 - ・ 職員間の分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮 (「3分類」⑪関係)
 - ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- 校内清掃 (「3分類」⑫関係)
 - ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

○ 部活動 (「3分類」⑬関係)

- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 給食の時間における対応 (「3分類」⑭関係)

- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

○ 授業準備 (「3分類」⑮関係)

- ・ 教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については、スクール・サポート・スタッフを積極的に活用するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

○ 学習評価や成績処理 (「3分類」⑯関係)

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○ 学校行事の準備・運営 (「3分類」⑰関係)

- ・ 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (「3分類」⑱関係)

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、介助員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。
特に、不登校児童生徒への対応にあっては、学校教育支援センターや校内教育支援センター（SSR）担当職員等による効果的な支援を促進する。
- ・ 特別支援教育ソフトの機能等を活用し、児童生徒の実態把握、計画作成に係る事務負担を軽減する。
- ・ こども家庭課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、40%にする。【R6 結果 34.9%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員には面談の上、申し出により、100時間を超えた教育職員には医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ ストレス等による心の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて臨床心理士等による助言・指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間程度の一斉閉庁期間の設定を行う。
- キ 早出遅出勤務が可能な環境整備を図り、令和8年度中に検討し、実施をめざす。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、南相馬市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。